

家計が急変したひとり親家庭の方へ 給付金の申請はお済みですか？

ひとり親世帯臨時特別給付金

1世帯当たり **5万円** が受け取れます。

(第2子以降1人につき **3万円** を加算)

児童扶養手当を受給していないひとり親世帯
も対象になる場合があります！

締切は【令和3年2月26日】【必着】です。
至急、支給要件をご確認ください！



支給対象となる方

- 令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて「家計が急変」するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。
 - ▶ 「家計が急変」とは収入の減少だけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合も含まれます。
- 児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している。
 - ▶ 平成14年4月1日より後に生まれたお子さんが対象です。
(障がいの状態にあるお子さんの場合は平成12年4月1日より後)

*** 支給要件など給付金に関する問い合わせは、
下記コールセンターまでお電話を！**

福岡市「ひとり親世帯臨時特別給付金」
コールセンター

電話：092(401)0271

FAX：092(401)0287

月曜～金曜(土日祝・休) 9:00～17:30

